

三朝町企業立地促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、三朝町企業立地促進補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、町内における企業の立地を促進し、もって町内の経済の活性化及び雇用機会の拡大に資する事業活動を支援することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 営利の目的をもって事業を営む法人又は個人をいう。
- (2) 対象事業 事業所、工場及びその他の施設又は設備（以下「事業所等」という。）の新設、増設、移設又はその他営利の目的をもって資金を支出する事業で、次の各細目に掲げるいずれかの業種に該当するものとする。
 - ア 製造業
 - イ 情報通信業
 - ウ 卸売業、小売業
 - エ 宿泊業、飲食サービス業
 - オ その他本町の経済の活性化に寄与するものとして町長が認める業種
- (3) 新設 町内に事業所等を有しない事業者が、町内に新たに事業所等を建築又は設置することをいう。
- (4) 増設 町内に事業所等を有する事業者が、事業規模を拡大する目的で、当該事業所等を増築し、又は当該事業所等の立地場所を変え、ことなくその全部を改築し、若しくは既存の事業所等とは別に町内に新たに事業所等を建築又は設置することをいう。
- (5) 移転 町内に事業所等を有する事業者が、既存の事業所等を廃止して、新たに事業所等を町内の別の場所に建築又は設置することをいう。
- (6) 投下固定資産額 事業所等を設置するために要した費用のうち、土地、家屋の建築及び償却資産の取得に要した費用の総額をいう。
- (7) 賃借料 事業所等の設置に係る土地、家屋及び償却資産の賃借に要する費用の初年度分の合計額をいう。
- (8) 常時雇用従業員 事業者が雇用期間を定めずに雇用する従業員のうち、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者となる者をいう。ただし、短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）第2条に規定する短時間労働者を除く。

(補助事業の認定)

第4条 町長は、事業者が行う対象事業の事業計画について、次の各号に掲げる全ての要件を満たすと認めるときは、当該事業計画に係る対象事業を補助事業として認定（以下「事業認定」という。）するものとする。

- (1) 町内の経済の活性化のために町内で行われる事業であること。
- (2) 投下固定資産額が3,000万円を超える事業であること。
- (3) 対象事業を確実に実施できると認められる者により行われるものであること。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する者は事業認定を受けることがで

きない。

- (1) 政治団体又は宗教上の組織若しくは団体
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業を営む者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (5) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- (6) その他本補助金の交付目的に照らして町長が適当でないと認める者

3 事業認定を受けようとする事業者は、町長が別に定める日までに、三朝町企業立地促進補助金に係る対象事業認定申請書（様式第1号。以下「対象事業認定申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

4 町長は、対象事業認定申請書の提出があったときは、その内容を審査し、事業認定を行ったときは、その旨を三朝町企業立地促進補助金に係る対象事業認定通知書（様式第2号）により当該事業者へ通知するものとする。

（事業認定の辞退）

第5条 事業認定を受けた事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を三朝町企業立地促進補助金に係る対象事業認定辞退届（様式第3号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (2) 前条第1項各号に定めるいずれかの要件を満たさなくなることが明らかになったとき。

2 町長は、前項の規定による届出があったときは、事業認定を取り消し、その旨を当該事業者へ通知するものとする。

（事業認定の変更）

第6条 事業認定を受けた事業者は、補助事業について次の各号のいずれかの変更をしようとするときは、速やかに町長に申請し、あらかじめ町長の承認（以下「認定変更承認」という。）を受けなければならない。

- (1) 提出した対象事業認定申請書に記載した補助対象経費に2割以上の増減が生じたとき。
- (2) 前号に掲げる変更のほか、補助事業の円滑な実施についての重要な変更

2 前項の申請は、三朝町企業立地促進補助金に係る対象事業認定変更承認申請書（様式第4号。以下「対象事業認定変更承認申請書」という。）により行うものとする。

3 町長は、対象事業認定変更承認申請書の提出があったときは、その内容を審査し、認定変更承認したときは、その旨を三朝町企業立地促進補助金に係る対象事業認定変更承認通知書（様式第5号）により当該事業者へ通知するものとする。

（事業認定の取消）

第7条 町長は、補助事業等について次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により事業認定を受けた事業者が事業活動に関し故意又は重大な過失による法令違反をしていると認めたとき。
- (2) 補助事業等が第4条第1項各号に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業認定を受けた事業者が事業活動に関し故意又は重

大な過失による法令違反をしていると認めたととき。

2 町長は、前項の規定により事業認定を取り消したときは、当該事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 町長は、第4条の認定を受けた事業者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第2欄に掲げる額と同表の第3欄に掲げる限度額のいずれか低い額とする。

(交付申請及び実績報告)

第9条 本補助金の交付申請は、規則第17条の規定による実績報告と併せて、事業認定のあった事業の完了の日から1年を経過する日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書、規則第17条の実績報告書及び規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、三朝町企業立地促進補助金交付申請書兼実績報告書(様式第6号)によるものとする。

(交付決定及び交付額確定)

第10条 本補助金の交付決定は、規則第18条の規定による額の確定と併せて行うものとする。

2 本補助金の交付決定及び交付額確定通知は、三朝町企業立地促進補助金交付決定兼交付額確定通知書(様式第7号)によるものとする。

(着手届及び完了届)

第11条 本補助金に係る事業の着手届及び完了届の提出は省略することができる。

(事業の継続)

第12条 本補助金の交付を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)は、その補助事業の完了の日から7年間は、対象事業を継続して営むよう努めなければならない。

2 前項に定める期間内に当該対象事業を休止若しくは廃止しようとするとき又は縮小、外注化、転換等による解雇、一時帰休若しくは希望退職等の雇用調整が生ずるような著しい変更(以下「休廃止等」という。)を行おうとする場合は、速やかに三朝町企業立地促進補助金に係る対象事業休止(廃止・変更)届(様式第8号)により町長に届け出て、休廃止等に関する協議を行わなければならない。

(補助金の返還)

第13条 補助事業者が、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合、規則第21条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合、規則第22条の規定により本補助金の返還を命ぜられたときは、当該金額を返還しなければならない。

(1) 本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行、営業の継続等について、この要綱及び規則の規定に従わないとき。

(2) 前条第1項に定める期間中に事業を休廃止する場合に、正当な理由なく従業員及び取引先への配慮を怠ったとき。

(消費税及び地方消費税の取扱い)

第14条 事業認定及び本補助金の交付に関する手続きにおいては、消費税及び地方消費税の額は含めないものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月2日から施行する。

別表（第8条関係）

1 補助事業	2 補助金の額	3 限度額
三朝町企業立地促進事業	次に掲げる額の合計額 (1) 投下固定資産額に10分の1を乗じて得た額 (2) 初年度賃借料に4分の1を乗じて得た額 (3) 常用雇用従業員が合わせて3人以上増加する場合の人材確保費用のうち、事業認定を受けた日から事業開始までの間に発生した費用の額に4分の1を乗じて得た額。ただし、45万円を限度とする。	1,000万円

※1 第2欄で算定された本補助金の額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

※2 第2欄(3)の対象とする常用雇用従業員の数人は、交付申請時点において増加した常用雇用従業員の数とする。

※3 第2欄(3)の算定に当たり、他の補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合にあっては、当該交付の対象となる費用のうち当該補助金等相当額を控除する。